

濁水の調査，影響予測，対策のご案内

建設コンサルタント建 24 第 7493 号：建設環境、廃棄物

ダムや河川，山林，道路などの工事，ほ場整備，海域の埋立・浚渫における

濁水対策は十分ですか。

河川法や海岸法の改正により、「環境保全」がこれらの法律の目的に新たに加えられています。したがって、私たち国民は河川や海岸の環境を保全する義務があります。

河川や海域には、魚貝類や藻類等の水生生物、それを餌とする鳥類が生息し、それらの中には漁業上重要なもの、希少生物も少なくありません。これらの生物や生息環境への影響を最小限にするための配慮が必要となります。

河川域や海域には漁業権が設定されている場合が多く、工事等の人為的要因によって発生した濁りが漁獲量の減少や操業へ大きな影響を及ぼした場合、補償する必要があります。

また、河川には多くの水利権が設定されており、農業用水や工業用水等の利用者にもその影響が及ぶ場合があります。

何より、社会や企業倫理として、濁水が無頓着に公共水域に放流しても良いのでしょうか。



● 濁水・生物・漁業影響調査

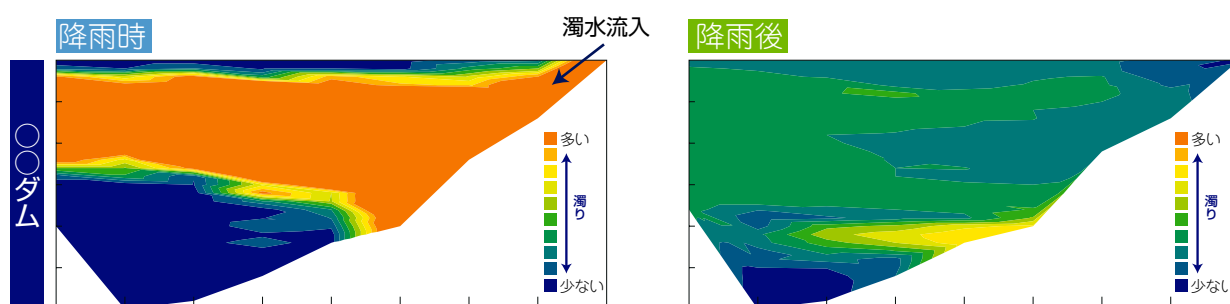
濁水の原因，程度，影響範囲を把握します。

- ・濁水（SS，濁度）
- ・濁水を原因とする土砂の堆積状況調査
- ・生物や漁業被害状況調査



● 影響把握，予測・評価

濁水調査や既存資料に基づき，過去の濁水の再現や今後発生する濁水の規模や程度，生態系への影響等を数値シミュレーション等を用いて予測します。



ダム湖における濁水拡散予測の事例

● 濁水防止・軽減対策の検討・実施

濁水を防止するためには，その規模や発生場所に適した安価で効果的な対策が望めます。



シートによる濁水発生防止



ソダ柵による濁水流入防止



凝集剤による濁水処理

● 補償金の算定

濁水対策が困難な場合，または対策してもその被害が受認の範囲を超える場合は，事前または事後の補償が必要です。



一般財団法人

九州環境管理協会

〒813-0004 福岡市東区松香台1-10-1

TEL 092-662-0410(代表) 092-662-0447(水圏生物課)

FAX 092-662-0411(代表) 092-662-0424(水圏生物課)

e-mail:syougai@keea.or.jp http://www.keea.or.jp

調査担当 : 環境部 水圏生物課

料金・見積担当 : 総務部 渉外課